

2026年4月1日より

PFASが「水質基準項目」に追加されます！

PFAS(有機フッ素化合物)のうち『PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)』が水道法の水質基準項目に追加され、水道事業者等に対して定期的な水質検査が義務付けられます。これにより水質基準項目は、従来の51項目から**52項目**となります。

基準値は「PFOSおよびPFOAの合算値として0.00005mg/L(50ng/L)以下」と設定されました。

対象	水道事業者、簡易水道事業者、専用水道管理者など
検査項目	PFOS、PFOA
基準値	PFOSとPFOAの合計で0.00005mg/L以下(50ng/L以下)
検査頻度	原則3か月に1回以上
その他	飲用井戸等(井戸水)も定期水質検査項目にPFOSおよびPFOAが追加されます。 従来の暫定目標値と同じ基準値が設定されます。

・PFASとは

PFASは1万種類以上ある有機フッ素化合物の総称です。有機フッ素化合物の一種で、泡消火剤、撥水剤、フッ素樹脂の製造等で広く使用されてきました。

・特長

難分解性：自然界で分解されにくい特性があります。

高蓄積性：生物や環境中に蓄積されやすいです。

健康影響：免疫機能の低下、脂質異常症、腎臓がんなどとの関連が指摘されています。

体内に入ったPFASは、排出されずに残留し続ける可能性もあります。

◇お見積り、お問い合わせは無料です。お気軽にお問い合わせください。

・PFOS・PFOAの他、要検討項目「PFHxS(ペルフルオロヘキサンスルホン酸)」も検査可能です。

お問い合わせは
こちら

営業部 営業課

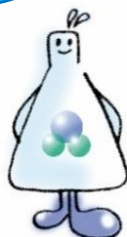
東京都板橋区志村 1-15-14

TEL: 03-5914-4431(代) FAX: 03-5914-4432

[こちらをクリック⇒](https://www.n-bunseki.co.jp) <https://www.n-bunseki.co.jp>



水道法第20条 登録水質検査機関



環境衛生検査センター

東京都板橋区小豆沢 2-26-14

TEL: 03-5914-4433 FAX: 03-5914-4437